

議会ニュース

・3委員会合同
道内行政調査報告②

議会ニュース

・3委員会合同
道内行政調査報告①

3委員会合同 道内行政調査報告

足寄町 十勝管内

【視察項目】
☆コンパクトなまちづくりの取り組みについて

▽公営住宅の中心市街地への集約化

①まちなか居住誘導の促進

●公営住宅入居者の高齢化が進んでおり、今後、交通弱者となりうる方も増加する傾向にある。

●市街地郊外に立地する北星団地は、住棟の老朽化もあり、まちなかへの居住誘導の促進に対応すべく移転建替団地と位置付け、入居世帯の住みかえを誘導

●まちなかへの居住誘導と医療・福祉と連動した公営住宅整備として計画した病院向いの南区団地や、高齢者の福祉拠点施設と一体的な今後整備予定のはるにれ団地（仮称）への市民の期待は大きく、意識調査においても建て替え希望は多く寄せられている。

②平屋建公営住宅の整備供給
●今後の住棟整備については平屋建を基本とし、最大2階までとする。

足寄町

人口 7,250人
(平成27年6月末)

面積 1,408.04km²



はるにれ団地の整備イメージ
(中央は福祉の複合施設「むすびれっじ」)

▽福祉拠点施設計画の概要

①計画テーマ

●医療と介護、保健、福祉システムの構築を設定し、「いつまでも、安心して暮らせるまちづくり」をテーマに足寄町生活、福祉拠点ゾーンを位置づけ整備

②医療と介護・保健・福祉連携システムの基本方針

●元気で暮らしているときだけでなく、病気の回復期においても、また高齢になって不安を持たずに暮らし続けていくことを可能にするシステムを構築

③施設概要

●小規模多機能施設・地域支え合いセンター（むすびれっじ）、認知症高齢者グループホーム、生活支援長屋の3施設が入る複合施設が平成26年度完成

●生活支援長屋

高齢者等が、できるだけ住み慣れた自宅での生活を継続できるように、支援が必要な時に一時的に滞在できる施設で、病院を退院し、自宅から



生活支援長屋の居室

【行政調査を終えての所感】
地方自治体において、重要課題となる少子高齢化の対策として、足寄町では将来の町構想計画を立て、医療と介護、保健、福祉が連携し、住居においても市街地に集約することにより、コンパクトなまちづくりを行ってまいりました。

高齢化による交通弱者等に対応するために、老朽化した公営住宅を役場や福祉施設近隣に新築し、若い世代（子育て世代）も同じエリアに住むことで、異世代での交流が図られるとともに市街地で生活することにより、買い物にも徒歩圏内であることから市民にとって安心して暮らせるまちづくりを行ってまいりました。

今後は人口減少や高齢化が進む中、自治体存続に向け、町民も参画しながら将来展望に立った、市街地への誘導、居住の政策事業推進と活性化を図り、様々な連携したシステムにより「この町に住んでいて良かった」と思える取り組みを行っていく必要があると思います。

芽室町

人口 18,998人
(平成27年6月末)

面積 513.76km²

議会改革を進めて行くための計画で、27年度は、政策型議会への移行、議員間討議推進など7項目を計画している。

③議会サポーター制度

●外部の専門家からアドバイザーなどの支援を受け、議会改革を推進している。現在は、大学教授など7名に依頼している。

④議会モニター制度

●住民参加による議会改革の推進を目指し、公募による町民10名が、議会運営への提言、議会広報やホームページへの提言、議員との意見交換会への参加などを行っている。

【行政調査を終えての所感】

芽室町議会の議会基本条例はもとより、議会サポーター制度（有識者からの提言等）、議会モニター制度（公募による町民からの意見、提言事項等）、議会白書の作成・公表、議員倫理条例の議員自己評価

芽室町 十勝管内

【視察項目】
☆議会活性化の取り組みについて

①議会基本条例

●地方議会運営の基本原則を



役場内でコンパクトなまちづくりの説明を受ける

定めた条例として平成25年4月から施行

②議会活性化計画

●議会基本条例に基づき、町民の議会への参加を基本に、

等々の先進的取組みには、大いに学ぶところがありました。もし、本町議会に足りないものがあるとすれば、信頼させる議会、議員であるための議員間の論議であり、それは議員の役割であると言った言葉の中にあると感じました。

今回の視察では、本町議会も活性化に向けた行動を行う時期が来ているとの思いを強く持ったところでありました。

なお、傍聴に関しては、インターネット中継、録画配信を実施しており、直接の傍聴にはこだわらないことも、本町議会における今後の検討課題であると思われました。



議会活性化について説明を受ける

議会ニュース

・3委員会合同
道内行政調査報告④

議会ニュース

・3委員会合同
道内行政調査報告③

利用状況（年度間平均登録児童数）

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 23年度 | 14 | 14 | 9 | | | | 37 |
| 24年度 | 14 | 13 | 14 | | | | 41 |
| 25年度 | 14 | 15 | 9 | 1 | | | 39 |
| 26年度 | 19 | 14 | 16 | | | | 50 |
| 27年度 | 18 | 19 | 11 | | | 1 | 49 |

※定員は50名
※面積要件により、基本的に4～6年は行っていない
※障がい児は十数名程度



学童保育所

【視察項目】
☆町民活動支援センターの取り組みについて

①住民活動の課題
●各施設の有料化に伴い、使用料負担による会議開催の支障
●会議資料作成に伴うコピー、製本のための施設や作業場所の不足
●会員不足、活動への町民参加の低調、他団体や町民との情報交換の場の不足

②「めぐる町民活動支援センター」設立
●町民活動を行う上で必要となる施設、設備、情報の提供を行うことで、町民活動への参加機会を増進し、町民の社会参画意識を啓発することにも、町民活動団体の事業基盤の整備、強化を支援することで、町民活動の促進と活性化を図ることを目的に平成17年設立
●開設場所は、市街地中心部から離れた旧公園管理施設を利用し、市街地町内会連合会へ委託
●運営資金については、町からの管理運営負担金及び印刷

り福祉会運営）に併設されている学童保育所を実施
●保育園の建物は、廊下により更別幼稚園（公立）と繋がっている。
●学童保育の運営については、委託事業として社会福祉法人更別どんぐり福祉会へ委託。委託費については、1280万5千円（内道補助金378万円）
●職員は、法人の職員として正職員1名、パート5名（短時間勤務等含む）
●保育料については、1人当たり月額5000円（村で徴収）

●開所日時
・平日 下校時～18時
・土曜日 午前8時30分～18時（希望者のみ）
※弁当持参
・長期休暇、学校休業日（行事の振替日）
午前8時30分～18時
※弁当持参
・延長保育 18時～19時
（3500円/30分）
※法人にて徴収

③学童保育の目標
●遊びや生活の中で、いろいろなことを体験し、それを通して自信につなげ次に向かう意欲を育てる。

●基本的な生活力を身につけ、自立（律）して生活していく力を育てる。
●子ども同士の話し合いの中で、問題を解決する力や折り合いをつける力を育てる。

【行政調査を終えての所感】
保護者、児童の目線に立つ教育は、目標・項目に沿った運営がなされ、地域経済、居住定着を推進し、少子高齢化の中にあって、乳幼児から学童期まで、安全に安心した生活やすこやかに成長を促す取り組みが行われている。
本町も幼児期、児童期の連続した教育、保育で就学後の放課後児童クラブへのニーズが高く、保育所から小学校の連携など一層の充実が必要とされています。
本町の地域性、集落事情を鑑みると、施設建設などは難しい課題もありますが、医療体制と子育て支援が出来ることで、住民は安心して居住ができ、女性の社会参加など地域経済にも貢献されるものであり、現有施設のあり方について、参考とすべきものと思われま

第2回定例会は6日に開催されます!!

日程の詳細は、町広報も月々の折込みチラシをご覧ください。ぜひ停聴にお越しください。



機等使用収入により、専任職員1名を雇用

③運営体制等の変更
●中心市街地に建設されていた複合商業施設が空き店舗になっていたことから、中心市街地の活性化などのため町が施設を取得し、人をつなぐ拠点（地域住民への情報提供、来訪者へ地域情報提供、人が出会い交流する場）として、施設内に移転
●運営についても、市街地町内会連合会からNPO法人へ委託（委託料220万円）し、職員1名で対応

④各団体とのコーディネーター
●町民のさまざまな活動やま



まちの駅にある町民活動支援センター

ちづくり、地域交流の促進など多様な関心をもつ団体や個人が集う場として、関連する情報の収集と発信、相談業務、コーディネーターを行い、まちづくりに対する理解をさらに深め、積極的にまちづくりに参加できるきっかけを提供

【行政調査を終えての所感】
市街地中心部複合商業施設内の空き店舗対策として、町が運営資金を負担し、NPO法人に委託運営する事業であり、芽室町の過去の情勢、状況を図り得ないものが過去にあったのか不明であるが、空

き店舗の活用を住民の活動拠点として、町の要綱制定、NPO法人との協議、運営方針の決定などのシステムとなっている。
活動支援員の専門性スキル、活動団体への事業化と持続性へのフォローなどが明確でなく、場所の提供だけでは活動団体の育成は難しいのではと思われま

町のサロンの要素もあり、今後の本町の状況変動によっては、地域の活性化、地域づくりの取り組みとして、参考とする事業と思われま

更別村 十勝管内

【視察項目】
☆学童保育の取り組みについて

①保育の状況
●村内には、幼稚園2園（公立）、民間保育所（社会福祉法人）・学童保育所（社会福祉法人運営）があり、一時保育、乳幼児・延長保育が実施されている。

更別村

人口 3,289人
(平成27年6月末)

面積 176.90km²

②学童保育の状況
●学童保育については、平成16年4月より、どんぐり保育園（社会福祉法人更別どんぐ